仕 様 書

- 1、委託業務の名称 破砕不燃残渣処分業務委託
- 2、委託業務の場所 伊勢市西豊浜町653番地 伊勢広域環境組合 清掃工場
- 3、委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 4、業務内容

伊勢広域環境組合清掃工場(以下「当組合」という。)から搬出される破砕不燃残渣を引き取り、管理型処分場で最終処分する。

- 5、処分数量等
- (1) 予定数量 約120 t
- (2) 搬 出 量 約2~6 t/週 (搬入状況により変動有り)
- (3) 荷 姿 粉状・バラ積み
- 6、見積価格 1トン当たりの処分費(運搬費を含む)の見積

(消費税及び地方消費税抜き)

- 7、搬送車両について
- (1) 最大車両重量は、22トン車(最大積載量約10.6トン)とする。
- (2) 最大車両寸法は、車高3.8m、全長8.50m、全幅2.49mとする。
- (3) 車両形式はダンプ及び脱着ボデー車(フックロールコンテナ車)とする。
- 8、搬出方法
- (1) 搬出については、月曜日~土曜日の間で当組合が指定した日時(現行 毎水曜日) にダンプにより搬出すること、また、これとは別に6t以下のコンテナ1台を据え置く。 なお日曜日及び年末年始(12月31日~1月3日)の搬出は、原則として除くものとする。
- (2) 破砕不燃残渣の搬出確認は当組合の計量機にて行う
- 9、受託者の要件、搬送車両及び作業従事者の管理
- (1) 受託者は、7の搬送車両についての要件を具備した車両を整えるものとする。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するための車両をあらかじめ当組合に届けること。
- (3) 搬送車両は、常に良好な状態に整備され適切な管理のもと運行すること。
- (4) 受託者は、作業従事者を指揮監督し、常に作業の安全に留意し、事故、災害の防止に努めること。
- 10、報告及び遵守事項
 - (1) 搬送車両が故障等により業務を遂行できないときは、速やかに当組合に報告するとともに受託者において代替車両の手配により業務を履行すること。

- (2) 当組合より指示を受けた搬送日時の変更は、事前に当組合の係員に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 引取り作業は、当組合の係員の指示により行うこと。
- (4) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号) 第4条による委託の基準を遵守するとともに、同条第8号による基準に適合しなくなった場合においては当該委託契約を解除することとする。
- (5) 収集、運搬、処分に当たっては、同施行令第3条の基準を遵守すること。
- 11、数量確認 検収数量は、受託者の計量の数量とする。
- 12、支払い方法 委託料は月払いとし、1ヶ月分の数量に契約単価を乗じて得た金額に消費 税及び地方消費税額を加算した額とする。

ただし、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

- 13、契約予定日 令和3年4月1日
- 14、その他 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議すること。